

別表第4(第14条関係)

届出対象行為(斜面緑地地区)

対象となる行為		対象規模
建築物の建設等※		高さが10mを超える建築物、若しくは延べ面積が500㎡を超える建築物
工作物の建設等※	塔状工作物類・遊戯施設類	高さ10mを超えるもの(ただし電柱を除く)
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さ10mを超えるもの、又は築造面積500㎡以上
	垣、柵、塀類	高さ2mを超えるもの
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長20mを超えるもの
	墓園類	墓園類で、築造面積300㎡以上のもの
	太陽光発電設備など	パネル面積の合計が200㎡以上のもの
開発行為		面積500㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上のもの
土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		面積500㎡以上、又は切土又は盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが2m以上のもの
木竹の植栽、伐採		植栽、伐採面積が500㎡以上のもの
屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模500㎡以上、又は堆積の高さ4mを超えるもの
水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更